

奨学生募集のお知らせ

福島県では、経済的理由により修学困難な方に奨学資金を貸与します。

対象者 高校、専修学校(高等課程)、特別支援学校高等部、大学、短大、高等専門学校に在学する福島県出身の方

応募方法 願書・必要書類を在学する学校に提出

応募期限 各学校の指定する日(6月頃)

貸与月額

対象者	国公立	私立	
高校生等	自宅通学のとき	18,000円	30,000円
	自宅外通学のとき	23,000円	35,000円
大学生・短大生	35,000円	40,000円	
高等専門学校生	18,000円		

貸与要件等の詳細は、福島県奨学資金のWEBサイトをご覧ください。

問 福島県教育庁高校教育課 ☎024-521-7775

避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、以下の市町村あてにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実に届けられるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。

①避難先の変更がある場合(転居など)
 ②避難を終了する場合(帰郷・定住など)

13指定市町村*から避難されている方
 13指定市町村以外から避難されている方

上記①②の場合
 上記①の場合
 上記②の場合

避難元の市町村へ届出
 現在お住まいの(転居前)避難先市町村及び転居後の避難先市町村の双方へ届出
 現在お住まいの(転居前)避難先市町村へ届出

*いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの今

が分かる

新聞

発行：福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4250

令和3年3月18日(木) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。

福島県からのお知らせ

新型コロナウイルス ワクチン接種情報

避難されている皆さまの避難先自治体でのワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種は、住民票がある市町村で受けることが原則とされています。一方、東日本大震災により避難されている皆さまは、住民票を移していない場合でも、特別な手続きを行うことなく、避難先市区町村で新型コロナウイルスのワクチン接種を受けることが可能となりました(避難の届出をしている方に限ります)。

住民票のある避難元市町村から「接種券」と「住所地外接種届出済証」が送付されますので、避難先の住民と同様に接種予約をし、この両方を接種会場に持参いただければ、接種が可能となります。

なお、予約手続きは、避難先市区町村によって異なりますので、避難先市区町村に確認いただくか、広報等で確認するようお願いいたします。

避難されている方

- 住民票を移している方 → 住民票所在地で接種
- 住民票を移していない方(避難の届出をしている方) → 避難元から「接種券」、「住所地外接種届出済証」が送付されることにより、避難先で接種可能

※避難の届出状況等によっては、接種券等がお手元に届かない場合があります。この場合、住民票のある避難元市町村にお問い合わせください。

避難元市町村 A町

1 接種券と住所地外接種届出済証を送付

居住地 避難者

2 受診

接種券 届出済証

接種会場・医療機関

3 接種

※接種には予約が必要です。

※避難先市区町村以外の自治体(避難元自治体を除く)で接種を希望する場合は、希望する自治体に「住所地外接種届出済証」の申請手続きをしていただく必要があります。
 ※接種について不明な点、心配な点がありましたら、避難元市町村へお問い合わせください。

ふくしま Voice

Vol.18 下枝浩徳さん(葛尾村在住)

帰還した人、起業した人、移住してきた人の声を紹介します。

一般社団法人「葛力創造舎」を立ち上げ、葛尾村の地域づくりに取り組んでいます。震災時には県外の機械メーカーで働いていましたが、全国各地域を回ったことで地元の今後について考えるようになりました。震災前から帰村を決めていたんですが、辞表を出した2時間後に震災が起きたときにはさすがに驚きました。

震災当時は「自分がやらなきゃ」という気持ちが強く、今後への不安もそれほど感じませんでしたね。逆に震災があったからこそ、周囲の協力が得られたり注目されたりした面もあると思います。ただ村にはなかなか帰還できず、その間は村外で活動していたので、企画の目的や趣旨が伝わりにくくなり、苦労しました。また、事業での赤字や仲間の離脱など数々の失敗も経験しています。それでも避難指示解除された2016年には村に戻り、地元で根差した活動に取り組めるようになりました。

これまで取り組んできたのは、交流イベントの実施やPRツールの制作など。特に2017年には村の地酒を作ろうと酒米生産を始め、2020年4月に日本酒「でれすけ」を発売することができました。

地元に戻るかどうかは個人の判断ですが、帰還するかしないかだけ考えなくてもいいのではないかと思います。大切なのは、まず地元を思い続けること。心で地元とつながっている限り、福島県はずっと自分のふるさとなのだと思います。

地酒の仕込みに向けて酒米を収穫した稲刈り
 新たな活動について話し合う下枝さん

読者の声 vol.83 アンケートの回答

あなたがおすすめの福島の絶景は?

- 富岡町の桜のトンネル。(県内 女性)
- 小名浜のマリンタワーからの太平洋の眺めです。(神奈川県 男性)

記事の感想、取り上げてほしい情報

- ふくしまVoiceのコーナー、とても素敵ですね。心があたたまります。(栃木県 女性)
- マンホールのふたにポケモンの「ラッキー」が描かれているって本当ですか?絶対探しに行きます!(県内 男性)

ご意見・ご感想、お待ちしております!

ふくしまをもっと分かってほしい... **バックナンバーもチェック!**

目次 特集 東日本大震災から10年、福島について

- 住居確保にかかる費用の賠償について
- 奨学生募集のお知らせ
- 令和2年度「3.11ふくしま追悼復興祈念行事」について

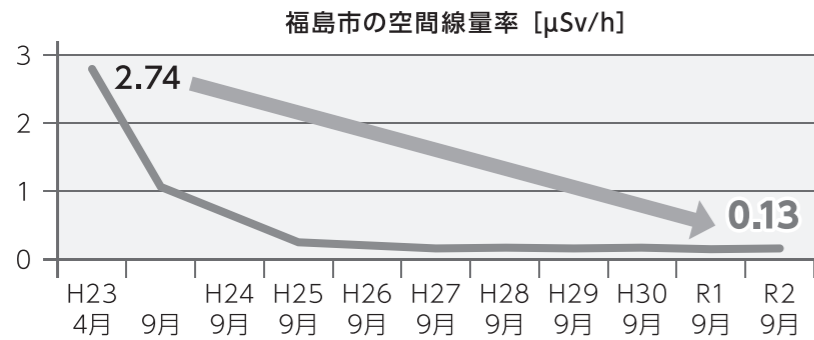
復旧・復興 原発関連 原発賠償 住宅 健康・福祉 教育 就職 子育て 観光・イベント

特集

東日本大震災から10年、福島の今について

未曾有の複合災害であった東日本大震災から10年、多くの方々のご支援をいただきながら、福島県は復旧・復興への歩みを進めてまいりました。まだ、復興の途上ではありますが、今号では福島を今をお伝えします。

① 空間線量率の推移(福島市)



面的除染により大幅に空間線量率が低下し、世界の主要都市と同水準の空間線量率となりました。

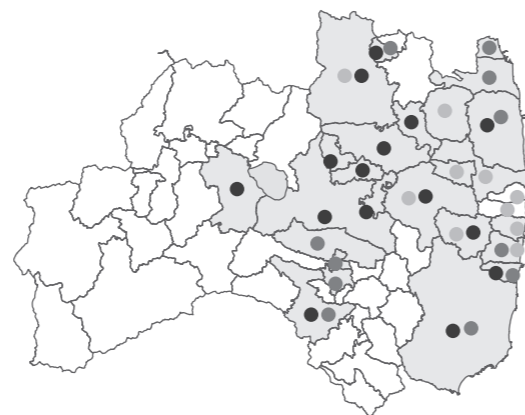
ロンドン	0.11
ニューヨーク	0.05
ソウル	0.12

② 復興公営住宅の整備

地域別建設状況市町村別立地・進捗

復興(災害)公営住宅は下記のように3つに分類され、県内全域で建設されています。

- 原発避難者向け住宅: 15市町村 4,767戸完成/4,890戸整備予定 (保留分を除き全戸完成)
- 地震津波被災者向け住宅: 11市町村 2,807戸全戸完成
- 帰還者向け住宅: 10市町村 590戸完成/686戸整備予定 うち帰還者向け住宅進捗状況



市町村名	計画戸数	完成戸数	市町村名	計画戸数	完成戸数
福島市	20戸	20戸	大熊町	132戸	132戸
田村市	12戸	12戸	浪江町	191戸	191戸
檜葉町	17戸	17戸	葛尾村	11戸	11戸
富岡町	154戸	154戸	飯舘村	53戸	53戸
川内村	10戸	0戸	双葉町	86戸	0戸



写真: 福島県 土木部より提供

③ 避難地域の子育て環境等

避難地域では認定こども園の設置により、子どもたちのための環境が整備されてきました。

市町村名	施設名・所在地	市町村名	施設名・所在地
南相馬市	原町聖愛こども園 原町区二見町1-80-1	富岡町	富岡町立にこにここども園 大字小浜字大膳町152
	おだか認定こども園 小高区関場二丁目21番地	川内村	認定こども園 かわうち保育園 大字下川内字宮坂515
広野町	広野町立広野こども園 中央台一丁目8番地	浪江町	浪江町立浪江にじいろこども園 大字幾世橋字来福寺西39番地
檜葉町	檜葉町立あおぞらこども園 大字北田字中満296-1	飯舘村	飯舘村立ままでの里のこども園 伊丹沢字山田380



④ 小中学校の再開、高等学校の開校

福島県内の小中学校の地元における再開が進み、また小高産業技術高等学校、ふたば未来学園中学校・高等学校の開校、相馬支援学校の移転等により、教育環境の充実が図られました。



相馬支援学校



小高産業技術高等学校



ふたば未来学園中学校・高等学校

【1】地元で再開した学校			
① 川内村 H24 4月~	④ 南相馬市 小高区 H29 4月~	⑥ 川俣町 山木屋地区 H30 4月~	
② 広野町 H24 8月~	⑤ 檜葉町	⑦ 葛尾村	
③ 田村市 都路地区 H26 4月~		⑧ 飯舘村	
【2】避難先でも学校を継続			
⑨ 富岡町 H30 4月~	↔	① 三春町	
⑩ 浪江町 H30 4月~	↔	② 二本松市	
【3】避難先で学校を継続			
⑪ 大熊町	→	③ 会津若松市	
⑫ 双葉町	→	④ いわき市	

(ふくしま復興のあゆみ第29版より引用)

⑤ 食の安全モニタリング検査について

福島県産農林水産物は出荷前に検査を実施し、安全性を確認した上で出荷しております。

農林水産物等のモニタリング検査結果

種別	基準値超過数/検査件数									
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
野菜・果実	145/6140	6/7261	0/5792	0/5836	0/4569	0/3779	1/2855	0/2455	0/2180	0/2111
畜産物	15/5892	0/6946	0/5466	0/4905	0/4562	0/4384	0/4124	0/4336	0/4102	0/3128
栽培山菜・きのこ	47/668	0/662	0/714	0/841	0/905	0/1049	0/1090	0/945	0/1161	0/990
海産魚介類	182/3009	791/6232	180/7804	48/8726	0/8541	0/8766	0/8496	0/6187	0/5439	0/3127
内水面養殖魚	1/171	1/174	1/164	1/172	0/137	0/118	0/74	0/61	0/66	0/22
野生山菜・きのこ	80/381	90/518	80/743	25/723	7/657	2/783	1/1021	1/788	0/781	1/651
河川・湖沼の魚類	44/377	87/510	57/551	27/790	7/537	4/621	8/718	5/886	4/1129	0/679

出荷制限等が指示されている地域の品目(魚類を除く)の検査結果を含みません。
(東日本大震災・原子力災害10年の記録から引用)

※2020年度は12月末現在

米の全量全袋検査の結果

年度	基準値超過数/検査件数
24年産	71/10,346,169
25年産	28/11,006,552
26年産	2/11,014,971
27年産	0/10,498,720
28年産	0/10,266,012
29年産	0/9,976,698
30年産	0/9,251,056
令和1年産	0/9,492,236
令和2年産	0/300,369※

※検査機関: 2020年9月12日~2021年1月8日
※令和2年度産米から避難指示等のあった12市町村を除きモニタリングへ移行しました。

⑥ 避難者のための相談支援等について

福島県では、避難されている方々の悩みや個々の課題の解決に向けた支援に取り組んでおります。どうぞお気軽にご連絡ください。

問い合わせ内容	担当部署	連絡先(電話番号等)	受付時間
避難による相談一般について	ふくしまの今とつながる相談室toiro	☎024-573-2731	毎週月・水・金 午前10時~午後5時
	生活再建支援拠点	「ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点」で検索	
県外避難者のための心のケア訪問	一般社団法人 日本精神科看護協会	☎0120-357-257	平日午前8時~午後5時
県内避難者への見守り・相談支援	福島県社会福祉課(☎024-521-7322)	福島県内の最寄りの社会福祉協議会にご相談ください。	



医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者のうち、次の対象者に該当する方が医療機関で受診された際の窓口負担（1～3割）の免除については、令和3年3月1日以降、次のとおり免除が延長されました。

免除を受けることができる対象者及び免除期間の延長後の期限

対象者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した方を含む）	免除期間の延長後の期限
<ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域の方 ・上位所得層*1を除く旧避難指示区域等*2の方 	令和4年2月28日まで

- ※1 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます。（国民健康保険の例では、基準所得額の合算額が、600万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定）
- ※2 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された(e)旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の5つの区域等。

詳細は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先	
国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村または福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

なお、国民健康保険等以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会(協会けんぽ)	全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3915
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者またはお勤め先の事業者

☎ 福島県国民健康保険課 ☎024-521-7203または7204



令和2年度「3.11ふくしま追悼復興祈念行事」について

東日本大震災で犠牲になられた全ての御霊に哀悼の意を捧げ、県民を始め本県に心を寄せていただいている方々とともに復興への想いを新たにすため、「3.11ふくしま追悼復興祈念行事」を開催しました。

東日本大震災追悼復興祈念式について

3月11日(木)に開催した東日本大震災追悼復興祈念式の模様について、福島県のホームページで公開しております。また、各地で開催されたキャンドルナイトについても情報を掲載しております。

オンライン献花について

3月26日(金)まで、オンライン上でどなたでも献花いただけるサイトを開設しております。多くの皆さまの参加をお待ちしております。

知事メッセージについて

ふくしまの現状や復興へ向けた決意について、県民を代表して内堀知事が全世界へ向けてメッセージを発信しております。ぜひご覧ください。

ふくしま復興ステーションホームページ▶



福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の第10次公募を開始します

震災時に福島県原子力被災12市町村内で事業を行っていた中小事業者が、店舗や事務所整備など、事業を再開する時に必要な経費の一部を補助する「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の第10次公募を行います。

事業概要

- 対象者** 原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていた中小事業者
 - 対象事業** ①12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合
②原子力災害後、休業していた者、または休業していたとみなせる者で12市町村外において事業再開等を行う場合
 - 補助金交付上限額及び補助率** 事業を再開する場所によって、補助上限額及び補助率が異なります。詳しくは本県HPをご覧ください。
 - 公募期間(予定)** 令和3年3月下旬～8月中旬頃(確定次第、本県HPでお知らせします)
- ☎ 福島県経営金融課 ☎024-521-8657 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>



福島県ホームページ




福島県 住居確保にかかる費用の賠償について


東京電力では、平成26年7月23日より住居確保に係る費用の賠償の請求を受付しています。まだ請求していない費用がないか、請求手続きが途中となっていないか、今一度ご確認ください。

- 賠償の内容** 原発事故時点で避難指示区域内の持ち家にお住まいだった方が、帰還または移住に際して新たな住居を確保するに当たり、財物賠償(宅地・建物・借地権)を超えて発生した費用についてその超過分が賠償されます。
※借家にお住まいだった方は、定額での賠償が受けられます。


具体的には、以下に記載した費用などが、既に合意済みの財物賠償(宅地・建物・借地権)の金額を超えた分について、賠償金の上限金額の範囲内で賠償されます。詳細な内容やご不明な点は、東京電力の窓口にお問い合わせください。




住宅・宅地の購入費用、
修繕(建替)費用



老人ホームの入居費用



移住先の借家の家賃




そのほか、倉庫・納屋の新築費用
(住居取得・建替を伴う場合)
などが対象となります。

東京電力ホールディングス株式会社 福島原子力補償相談室(土地・建物・家財専用ダイヤル)
☎0120-926-596(平日:午前9時～午後7時/土日祝:午前9時～午後5時)

文部科学省からのお知らせ 原子力損害の賠償請求はお済みですか?

私、全部請求したかな?




令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年

以下の無料電話相談では、原子力損害の賠償に関する相談や適切な窓口の案内等をいたします。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 ☎0120-013-814 (午前10時～午後5時(日祝を除く))

まずはお電話ください



- 原子力損害の賠償請求は、「損害および加害者を知ったときから10年」で時効となります。
- 時間が経てば経つほど、損害を証明する証拠書類が集めにくくなりますので、請求漏れがないかなどの確認をおすすめします。

時効について詳しくはこちらを検索

文部科学省ホームページ▶



☎ 福島県原子力損害対策課 ☎024-521-8216 (平日:午前8時30分～午後5時15分)